

外注取引基本契約書

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、●●●●●●（以下「乙」という。）とは、相互利益の尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って、甲乙間の外注（下請）取引に関する基本的事項について、次のとおり契約を締結する。

第1節 契 約

第1条（基本契約と個別契約）

この基本契約は、甲と乙との間の外注取引契約に関する基本的事項を定めたもので、甲乙協議して定める個々の取引契約（以下「個別契約」という。）に対して適用し、甲及び乙は、この基本契約及び個別契約を守らなければならない。

第2条（個別契約の内容）

1 個別契約には、発注年月日、目的物の名称、仕様、数量、納期、納入場所、検査その他の受渡条件及び代金の額、単価、決済日、決済方法等を、また、原材料等を支給する場合には、その品名、数量、引渡日、引渡場所その他の引渡条件、代金の額、決済日、決済方法等を定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、個別契約の内容の一部を、甲乙協議の上、あらかじめ付属協定書等に定めることができる。

第3条（個別契約の成立）

1 個別契約は、甲から前条の取引内容を記載した発注書を乙に交付し、乙がこれを承諾することによって成立する。ただし、発注書に記載できない事項があるときは、その事項が記載できない理由及び記載することができる予定期日を記載して、乙に交付することができる。

2 甲は、前項の発注書の交付に代えて、乙の承諾を得て、電子受発注により行うことができる。この場合、乙は、自己の使用する電子計算機に記録するものとする。

第4条（個別契約の変更）

1 個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更するものとする。この場合、既存の発注書、注文請書、付属協定書等を改正し、又は新たにこれらの書面を作成するものとする。

2 前項の変更に伴い損害が生じた場合の負担等は、次の各号によるものとする。

(1) 甲の責に帰すべき事由により乙が損害を被ったときは、甲の負担とし、乙は甲に損害賠償を請求することができる。

(2) 乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被ったときは、乙の負担とし、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

(3) 甲乙双方の責に帰すべき事由又は帰することができない事由によるときは、甲乙協議の上定める。

第2節 発注

第5条 (発注)

甲は、個別契約に係る発注に当たっては、原則として毎月●●日に●か月分について行うものとする。また、甲は、乙に対して、少なくとも発注の●か月以前に発注の予定計画を予告するとともに、必要な情報を提供するものとする。

第6条 (対価)

1 対価は、数量、仕様、納期、納入頻度、代金支払方法、品質、材料費、労務費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等を考慮し、甲乙協議の上定めるものとする。

2 対価の決定の基礎となった数量、仕様、納期、代金支払、材料等の条件が契約期間中に変更される場合は、対価についても再協議するものとする。

第3節 納入等

第7条 (納期)

納期とは、個別契約による目的物を甲の指定する場所に納入すべき期日をいい、個別契約ごとに甲乙協議して定める。

第8条 (納期の変更)

1 乙は、納期前に目的物を納入しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、納期に目的物を納入できないと認めるときは、事前に速やかにその理由及び納入予定等を甲に申し出て、甲の指示を受けなければならない。

3 甲は、甲の必要により納期の変更をする場合は、乙と協議しなければならない。

第9条 (受入れ・検査及び引渡し)

1 乙は、目的物を甲に納入するに当たっては、納品書を添付し、指定納期に、指定場所に納入する。

2 甲は、乙の納入した目的物の数量を納品書と照合の上、乙に受入れを証する書面を交付する。

3 甲は、受け入れた目的物を、あらかじめ定められた検査方法により速やかに受入検査を行い、合否を判定の上、その内容を書面をもって乙に通知する。

4 前項の検査に合格したときは、その時点で目的物の引渡しがあったものとする。

5 納入に当たり受入検査をしない定めをした場合は、甲が目的物を受け入れた時点で目的物の引渡しがあったものとする。

第10条（不足品又は代品の納入等）

1 乙は、前条に定める検査の結果、数量不足又は不合格になったものについて、甲の指示に基づき、速やかに不足品若しくは代品を納入又は目的物の補修をしなければならない。

2 前項の納入手続については、前条に定める納入手続を準用する。

第11条（不合格品又は過納品の引取り）

1 乙は、第9条に定める受入検査の結果、目的物に不合格品又は過納品が生じた場合には、不合格品又は過納品を速やかに引き取るものとする。

2 乙が前項の期限内に不合格品又は過納品を引き取らないときは、甲はこれを乙に返送又は乙の承諾を得て処分することができる。この場合、これらに要する費用は乙の負担とする。

3 甲が不合格品又は過納品を保管する間に、これらの全部又は一部が滅失、破損又は変質したときは、その損害は乙の負担とする。ただし、第1項に定める期限内に甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

第12条（値引き採用）

1 甲は、第9条に定める受入検査の結果不合格となったものについて、その事由がささいな不備に基づくものであり、甲の工夫により使用可能と認めるときは、契約価格を値引きしてこれを引き取ることができる。

2 前項の値引き額については、甲は乙と協議の上定めるものとする。

第13条（目的物の所有権移転）

目的物の所有権は、次の各号の一つに該当する時点で、乙から甲に移転する。

(1) 第9条第4項又は第5項に定める引渡しがあったとき。

(2) 前条第1項に定める値引き採用をしたとき。

第14条（危険負担）

目的物の危険負担は、乙が甲に納入した時点で、乙から甲に移転する。

第4節 支 払

第15条（支払期日）

甲は、毎月●●日までに受領し、又は値引き採用したものに対して、当（翌）月●●日にその代金を支払うものとする。

第16条（代金支払方法）

1 対価の支払については、下記銀行口座に振り込む方法により支払うこととする。

記

銀行名 :
支店名 :
口座名義 :
口座種類 :
口座番号 :

2 前項の指定口座を変更する場合、甲は、書面をもって遅滞なく乙に届け出るものとする。

3 甲は、前条の支払期日までに代金の全部又は一部を支払うことができないときは、当該支払期日を経過した日から支払をするまでの期間について、未払金に対し年利 14.6%を乗じた額を遅延利息として支払う。

第5節 一般事項

第17条（契約不適合責任）

甲は、目的物に契約の内容に対する不適合を発見した場合には、乙に対しその旨を書面をもって通知し、別に定める期間内に限り、目的物の補修若しくは代品の納入を求め、又は目的物の代金の減額若しくは損害賠償の請求をすることができる。

第18条（機密保持）

甲及び乙は、相互に基本契約及び個別契約により知り得た相手方の業務上の機密を相手方の承諾を得ない限り、第三者に漏らしてはならない。詳細に関しては、別途締結する機密保持契約書によるものとする。

第19条（著作権）

1 乙が製作した目的物の著作権は、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し、複製及び公衆送信することを許諾する。また、乙は、甲が編集上やむを得ない改変を行うことを許諾する。

2 甲乙が共同制作した場合は、著作権の帰属は、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲又は乙は、相手方の図面、仕様書により制作された目的物についての著作権の帰属に

関しては、貢献に応じて甲乙協議して定める。

4 甲又は乙が前2項に定める著作権を第三者に譲渡又は利用許諾等を行う場合は、相手方の書面による承諾を得るものとする。

5 甲及び乙は、目的物につき第三者との間に著作権上の権利侵害等の紛争が生じたときは、相手方に書面で通知し、甲及び乙のうちの責に帰すべき者が、その負担と責任において処理解決するものとする。

第20条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相互に相手方の書面による承諾を得ない限り、この基本契約又は個別契約により生ずる一切の権利義務（債権及び債務を含む。）の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、乙が信用保証協会及び金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第21条（契約の解除）

1 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告なしに、この基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（1）甲又は乙が金融機関から取引停止の処分を受けたとき。

（2）甲又は乙が監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。

（3）甲又は乙が第三者から仮差押え、差押え、仮処分、強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められるとき。

（4）甲又は乙について、破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生の申立て及び会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。

（5）甲又は乙が解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき。

2 甲又は乙は、相手方がこの基本契約又は個別契約に違反したときは、書面をもって契約の履行を催告し、●●日を経過しても契約が履行されないときは、この基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

3 甲又は乙は、災害その他やむを得ない理由により契約の履行が困難と認めたときは、相手方と協議の上、この基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第22条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいう。）または従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これ

を保証するものとする。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。

3. 甲及び乙は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

第23条（協議解決）

この基本契約及び個別契約の規定に関する疑義又はこれらの規定に定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

第24条（有効期間）

1 この基本契約の有効期間は、20●●年●●月●●日から20●●年●●月●●日までとする。ただし、期間満了の●か月前までに甲又は乙から書面による変更、解約の申し出のないときは、この基本契約と同一条件で更に●年間継続するものとし、その後もこの例によるものとする。

2 前項によるこの基本契約の失効時に存続する個別契約については、この基本契約は、当該個別契約の存続期間中有効とする。

第25条（残存義務）

甲又は乙は、この基本契約及び個別契約の期間満了後又は解除後●●年以内については、次の各号に関する義務を負うものとする。

- (1) 第17条に定める契約不適合責任
- (2) 第18条に定める機密保持
- (3) 第19条に定める著作権

第26条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第27条 (合意管轄)

協議を経ても解決が図れず紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この基本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

2●●●年●●月●●日

甲：

乙：

権利譲渡について

権利譲渡の項目を入れる際は、19条の後に入れます。契約ハンドブックの解説をよく読み、当事者同士でよく話し合って範囲を決めてください。

第〇〇条（権利譲渡）

- 1 乙が製作した目的物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲に譲渡する。
- 2 乙が製作した目的物のために制作された、映像、音声、写真等の一切の素材の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。

第〇〇条（著作者人格権）

乙は、目的物及び目的物のために制作された映像、音声、写真等の一切の素材について、甲及び甲の指定する者に対して著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を行使しないことに合意する。

表明保証について

表明保証条項を入れる場合には19条のあとに記載します。ただし、この条項はフリーランス側には負担の重い条項ですのでご注意ください。今回のひな型では、損害賠償の金額は、受注金額を上限としています。 「弁護士費用を含め、一切迷惑、損害をかけない。」とされている場合がありますので、内容をよくチェックしましょう。

第〇〇条（表明保証）

1. 乙は、甲の乙が製作した目的物の利用が、第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないことを保証する。
2. 甲の乙が製作した目的物の利用に関し、第三者との間で著作権、肖像権その他の権利の侵害を理由とする紛争が生じ、甲が損害を被った場合には、乙は、甲に対し、その損害を賠償する。ただし、損害賠償の金額は、当該目的物の代金を上限とする。

表明保証とは：

契約の当事者が契約時点に於ける事実、権利関係の存在・不存在を表明し、その内容が真実であることを保証することを言います。

表明保証をした契約当事者は、表明保証した事実については保証責任を負う一方、それ以外の事実については保証責任を負わないとすることにより、契約当事者の責任範囲を明確にするという機能があります。